

令和8年度（令和7年分）給与支払報告書の作成にあたって

茨城町 税務課 住民税グループ

日頃より、税務行政につきましては、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和8年度（令和7年分）給与支払報告書（総括表・個人別明細書）を、下記事項にご留意のうえ、

令和8年1月末日まで（必着）に提出くださいますようお願いいたします。

1. 総括表・給与支払報告書作成について

（1）総括表について

同封されている総括表を切り離した後、必要事項を記入し、受給者総人員と報告人数を確認のうえ、給与支払報告書（個人別明細書）と一緒にご提出ください。

記入例 総括表

給与支払報告書（総括表）														
茨城町長 あて												指定番号		
令和 8 年 1 月 22 日 提出												99999		
給与の支払期間 令和 7 年 1 月分から 12 月分まで														
給与支払者の個人番号又は法人番号														
フリガナ	〇〇 カフシキガイシャ										事業種目	サービス業		
給与支払者の氏名又は名称	〇〇 株式会社										受給者総人員	50 人		
所得税の源泉徴収をしている事業所又は事業の名称	〇〇 株式会社										特別徴収対象者	13 人		
フリガナ	〇〇ケン〇〇マチ2-2-2										普通徴収対象者（退職者）	1 人		
同上の所在地	〒310-0000 〇〇県〇〇町2-2-2										普通徴収対象者（退職者を除く）	1 人		
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名	代表取締役社長 茨城梅子										報告人員の合計	15 人		
連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号	人事課 給与係 茨城一男 029-000-0000										所轄税務署名	水戸 税務署		
給与支払方法及びその期日											口座振込 毎月10日			
関与税理士等の氏名及び電話番号	〇〇税理士事務所 〇〇 〇〇 029-000-0000										納入書の送付	必要 不要		

他市町村の受給者も含めた人員数

茨城町在住の受給者のうち、特別徴収に該当する人員数

○普通徴収対象者（退職者）
茨城町在住の受給者のうち、普Fの切替理由に該当する人数

○普通徴収対象者（退職者を除く）
茨城町在住の受給者のうち、普A～普Eの切替理由に該当する人数

報告人数の合計数を記入してください。
また、個人別明細書の枚数が一致していることを、必ず確認してください。

個人事業主の場合は、給与支払者の「屋号」と「個人名」を併記してください。（例：茨城商店 茨城太郎）
また、事業主のマイナンバーの記載が必要となります。

（2）給与支払報告書（個人別明細書）について

- 住所（令和8年1月1日時点での住民登録地）、氏名、フリガナ、生年月日、法人番号及び個人番号（マイナンバー）を必ず記入してください。

マイナンバーについて

マイナンバー制度の導入により、事業所様においては、法令に規定された範囲で、法人番号や第三者の個人番号（マイナンバー）を取り扱うこととなります。それにともない、給与支払報告書には、**法人番号や個人番号（マイナンバー）の記載が義務付けられています。**法人番号や個人番号（マイナンバー）の記入漏れがないよう、十分ご注意ください。

- 控除対象配偶者及び扶養親族の氏名をフルネームで記入してください。扶養親族のうち、16歳未満の扶養親族は記載欄が分かれていますのでご注意ください。

本人の個人番号（マイナンバー）の他に、控除対象配偶者及び扶養親族（16歳未満含む）の個人番号（マイナンバー）の記載も必要です。

- 中途採用者の前職分を含んで年末調整をした場合は、前職の事業所名、給与支払額、社会保険料の金額、退職年月日を摘要欄に記入してください。
- 普通徴収に切り替える受給者の個人別明細書の摘要欄には、**普通徴収切替理由の符号（普A～普F）**を記入して下さい。※符号の詳細については「2. 特別徴収および普通徴収について」をご覧ください。
符号の記載がない場合、または普通徴収にする理由に該当しない場合は、特別徴収となります。乙欄該当であっても、切替理由の符号がなければ特別徴収となります。
- 事業専従者でも提出してください。なお、退職者について、支払金額30万円を超える場合には給与支払報告書の提出が義務付けられていますが、**支払金額30万円以下の方についても提出してください**。提出がない場合、本人の税関係証明書の発行や国民健康保険税の算定等に影響が生じる場合があります。

記入例 給与支払報告書（個人別明細書）

⑧ 給与支払報告書（個人別明細書）		※ 種 別		※ 整理番号	
※ 区分		※ 受給者番号		123456	
※ 住所		※ 氏名		987654321987	
茨城県東茨城郡茨城町小堤		ヒヌマ コタロウ		酒沼 小太郎	
種 別		支 払 金 額		給与所得控除後の金額	
給与・賞与		5,000,000		3,560,000	
				2,870,000	
				35,200	
※ 源泉徴収税額					
※ 控除対象配偶者の有無等		配偶者（特別）		控除対象扶養親族等の数	
有 無		特 定		特 別	
○		1		1	
380,000		1		1	
★ 特定親族特別控除の額		社会保険料等の金額		生命保険料の控除額	
610,000		500,000		120,000	
(摘要)		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額	
普F					
生命保険料の金額の内訳		新生命保険料の金額		旧生命保険料の金額	
		180,000		36,000	
住宅借入金等特別控除の内訳		居住開始年月日(1回目)		居住開始年月日(2回目)	
(フリガナ)		ヒヌマ ウメコ		配偶者の合計所得	
氏名		酒沼 梅子		200,000	
個人番号		777777777777		基礎控除の額	
(フリガナ)		ヒヌマ ジロウ		国民年金保険料等の金額	
氏名		酒沼 次郎		基礎控除の額	
個人番号		333333333333		所得金額調整控除額	
(フリガナ)		ヒヌマ サブロウ		5人目以降の控除対象扶養親族等の個人番号	
氏名		酒沼 三郎			
個人番号		111111111111			
(フリガナ)					
氏名					
個人番号					
(フリガナ)					
氏名					
個人番号					
未成年者		外国人		死亡退職	
○					
乙欄		本人が障害者		障害者	
		特 別		その他	
		勤 務 学 生		勤 務 学 生	
		中 途 就 職		受 給 者 生 年 月 日	
		就 職 退 職		元 号 年 月 日	
		○ 7 12 31		昭和 40 6 6	

国税庁が発行している「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」等を参照のうえ、記入してください。

① 普通徴収が認められる場合に該当し、普通徴収に切り替える受給者がいる場合は、摘要欄に切替理由の符号を記載してください。
※「普通徴収希望」等のみではお受けできません。

② 給与支払報告書には、個人番号(マイナンバー)の記載が必要になります。

③ 配偶者控除額又は配偶者特別控除額を記載してください。

④ 控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額を記載してください。

令和8年度より新しく追加されました。

★ の欄には、特定親族の人数や、「給与所得者の特定親族特別控除申請書」に基づいて控除した特定親族特別控除の額、特定親族特別控除の額の区分等を記載してください。

≪ 特定親族とは ≫ 受給者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族で、合計所得金額が58万円超123万円以下である方をいいます。

◎同一生計配偶者について

合計所得1,000万円超の方で同一生計配偶者を扶養している場合は、摘要欄へ配偶者の氏名を記載してください。

令和7年度税制改正は、原則として、令和7年12月1日に施行され、令和7年分以後の所得税について適用されます。このため、令和7年12月以降の源泉徴収事務に変更が生じます。詳しい内容については、国税庁のホームページをご覧ください。

2. 特別徴収および普通徴収について

茨城県では、納税者間の公平性、納税者の利便性等の確保を図るため、すべての市町村で、特別徴収実施を徹底する取組（一斉指定）を行っています。

○個人住民税の特別徴収とは、どのような制度ですか？

給与支払者（事業主）が、所得税の源泉徴収と同じように、受給者（納税義務者）に代わり、毎月受給者に支払う給与から個人住民税を天引きし、納入する制度です。**パートやアルバイトを含めた全ての受給者の方が、特別徴収の対象となります。**

これに対し、従業員（納税義務者）本人が直接納付する方法は「普通徴収」といいます。

○普通徴収が認められる対象者について

普通徴収が認められるのは、**次の切替理由に該当し、その記載がある受給者に限られます。**給与支払報告書（個人別明細書）の摘要欄に、以下の符号を記載いただき、「**普通徴収切替理由書（右下）**」を総括表等と合わせてご提出ください。符号の記載がない場合は特別徴収となります。

記入例_普通徴収切替理由書

普A	総従業員数が2人以下 …下記普B～普Fに該当するすべての（他市区町村分を含む）受給者数を差し引いた人数が2人以下
普B	他の事業所で特別徴収（乙欄該当者など）
普C	給与が少なく税額が引けない （年間の給与支給額が103万円以下、外国人研修生等で租税条約該当者） ※茨城県における住民税均等割非課税基準所得のため、他市町村とは異なる場合があります。
普D	給与の支払が不定期 （例：給与の支払いが毎月でない）
普E	事業専従者（個人事業主のみ対象）
普F	退職者又は退職予定者（令和8年5月末日まで）及び休職、育児休暇等

普通徴収切替理由書			
市町村名	茨城県	指定番号	99999
給与支払者の氏名又は名称	〇〇 株式会社		
符号	普通徴収切替理由	人数	
普A	総従業員数が2人以下 （下記「普B」～「普F」に該当する全ての（他市区町村分を含む）従業員数を差し引いた人数）		人
普B	他の事業所で特別徴収 （乙欄該当者など）	1	人
普C	給与が少なく税額が引けない （年間の給与支給額が1,030,000円以下を含む）		人
普D	給与の支払が不定期 （例：給与の支払が毎月でない）		人
普E	事業専従者 （個人事業主のみ対象）		人
普F	退職者又は5月末までの退職予定者 （休職・育児休業を含む）	1	人
合計		2	人

茨城県茨城県提出用

○普通徴収とする場合は、給与支払報告書（個人別明細書）の摘要欄に該当する符号（普A、普Bなど）を記入してください。eLTAX又は光ディスクでも同様です。

○この普通徴収切替理由書の提出がない場合、原則どおり、特別徴収対象者となります。

※普通徴収切替理由の符号がない場合、または該当しない場合、特別徴収となりますのでご注意ください。

（例）

- ・給与が103万円を超えて支給されているにも関わらず、「普C」と記載している
- ・他の事業者からの給与がないにも関わらず、「普B」と記載している
- ・「普通徴収希望」のみの記載



**特別徴収
となります**

納期の特例について

特別徴収税額は毎月納入（12回（6月から翌年5月））を基本としていますが、受給者総人員が常時10人未満の事業所は、「納期の特例に関する申請書」の承認を受けることにより、年2回（12月10日と翌年6月10日）に分けて納入することができます。この特例を申請する場合には、「納期の特例に関する申請書」を提出してください。申請書様式は、茨城町のホームページに掲載しております。

3. 給与支払報告書提出後の異動について

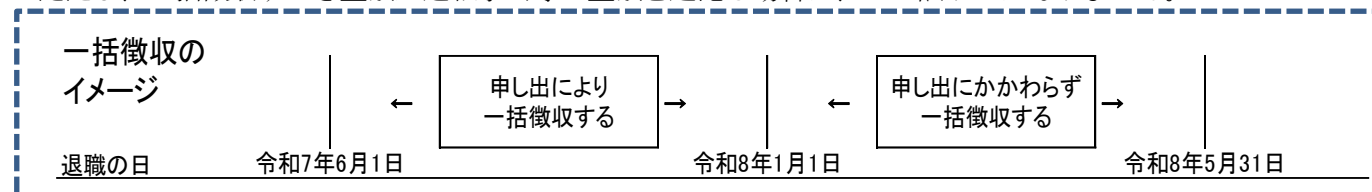
給与支払報告書の提出後、新たに退職が決まった特別徴収予定者につきましては、すみやかに「給与支払報告及び特別徴収に係る給与所得者異動届出書」の提出をお願いいたします。

新規雇用等の事由により、新たに特別徴収を希望される方につきましては、「特別徴収切替届出（依頼）書」の提出をお願いいたします。

○退職時の残税額の徴収について：翌年1月1日から4月30日までに退職した場合

退職により特別徴収できなくなる税額は、**本人の申し出がなくても**、5月末日までの間に支払いをする給与又は退職手当等から、特別徴収義務者が**一括徴収した上で納入**していただくことになります。（地方税法第321条の5第2項）5月退職の場合も、最終月分として特別徴収により納入していただきます。

ただし、一括徴収すべき金額が退職手当等の金額を超える場合は、この限りではありません。



一括徴収の場合の異動届記載例（市町村によって様式が異なる場合があります）

C 退職者→一括徴収（未徴収税額を退職者より全額徴収）の場合		年 度	
		1. 現年度	2. 新年度 3. 両年度
茨城町長 殿		特別徴収義務者 指 定 番 号	99999
令和〇年〇月〇日提出		宛 名 番 号	123456-7
所在地 〒311-3192 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地		担 連 所 属	経 理 課
フリガナ マルマルショウジ (カ)		氏 名	小 堤 次 郎
氏名又は名称 〇〇商事 株式会社		電 話	029-292-1111 内線 (999)
個人番号 又は法人番号		1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4	
フリガナ イバラキ ハナコ	氏 名 茨城 花子 旧姓 (千葉)	生年月日 (昭)平 33 年 3 月 3 日	個人番号 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4
受給者番号	1月1日現在の住所 茨城町大字駒場450番地	異動後の住所	
72,000 円	60,000 円	12,000 円	
6 月から 3 月まで	4 月から 5 月まで	8 年 3 月 31 日	
異 動 の 事 由		異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法	
1. 退職・長欠 2. 転職・死亡 3. 支払少額・不定期 4. 合併・解散 5. その他 (事由・理由)		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

◎転勤（転職）等による特別徴収を継続する場合には、次の欄に記載してください。（新勤務先で記入してください。）

新しい勤務先	3月末で退職した給与所得者の徴収方法を、4月で一括徴収して納入する場合 (ア) 特別徴収税額（年税額） 72,000円（6月から翌年5月分） (イ) 徴収済額 60,000円（6月から翌年3月分） (ウ) 未徴収税額 12,000円（翌年4月から翌年5月分） ↑ 一括徴収税額（納入額と同額）	新しい勤務先へは、月割額 円を 月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。
	受給者番号	
	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	1. 必要 2. 不要

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収する場合は、

理 由	2. 異動が令和7年12月31日までで、一括徴収の申し出があったため	徴収予定月日	4 月 10 日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	12,000 円	左記の一括徴収した税額は、 4 月分（翌月10日納入期限分）で 納入します。
-----	------------------------------------	--------	----------	---------------------	----------	--

4. 外国人の実習生等を雇い入れている方へ：雇用している外国人の技能実習生について

令和8年1月1日時点で住民登録をしている受給者である場合、**給与支払報告書の提出が必要です。**

税務署に提出した「租税条約に関する届出書」があれば、給与支払報告書とあわせて写しをお送りください。

町県民税は非課税となりますが、森林環境税の1,000円は課税されます。

受給者（納税義務者）が、退職した後に海外転出する場合の個人住民税（町県民税）について

・6月1日から12月31日までに退職した場合においても、できるだけ一括徴収して納入してください。

一括徴収ができず普通徴収となった場合は、海外転出前に納税義務者本人が、①納期未到来分を含めた全額を納税する、又は、②納税管理人（納税義務者本人に代わって納税を行う者（法人を含む））の申告等を行う必要があります。

・1月1日から5月31日までに退職した場合は、**新年度の住民税が課税されます。**

1月以降に海外転出した場合においては、前年の所得に応じた住民税が課税されますので、納税義務者本人が、納税管理人（本人の代わりに納税通知書を受け取り、納税を行う者（法人を含む））の申告等を行う必要があります。納税管理人の場合には、出国前に納税管理人が本人から税額を預かっていただき納付にご協力ください。

また、納税通知書が送付される前に、あらかじめ本人が納税を行う「**予納**」制度もあります。出国前に前年中の収入額がわかるものをお持ちいただければ、新年度の税額をその場で計算し納付書をお渡ししますので、出国までの間に本人に納付していただきます。

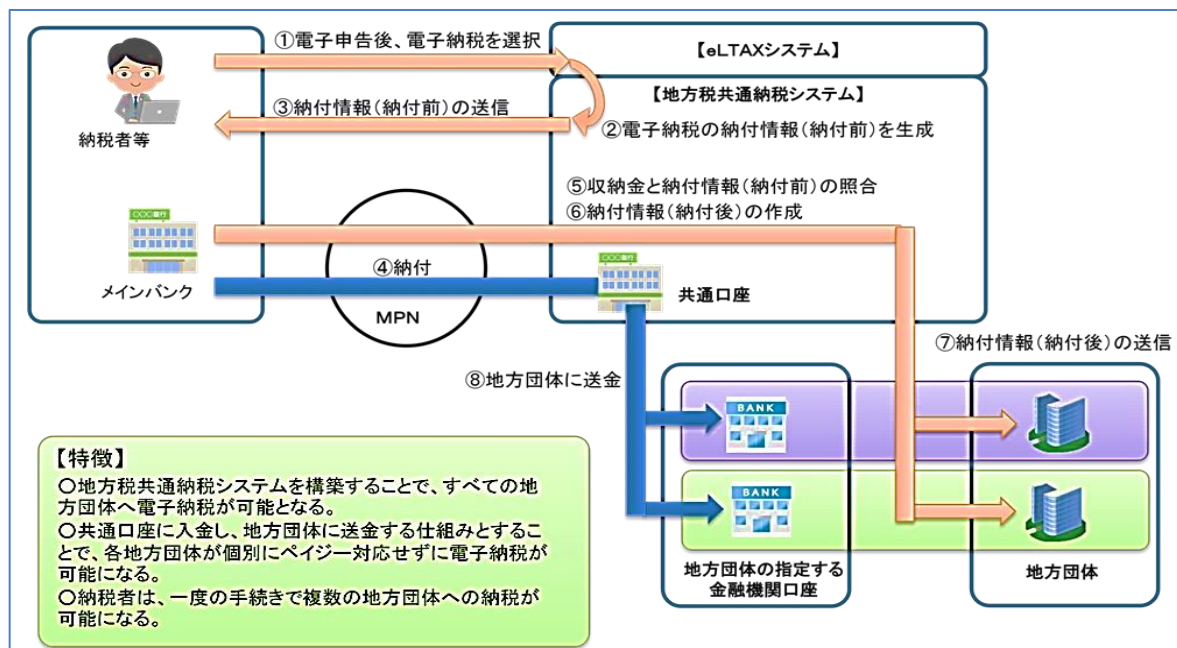
納税管理人・予納制度の手続きについては、税務課へお問合せください。

5. 地方税共通納税システム

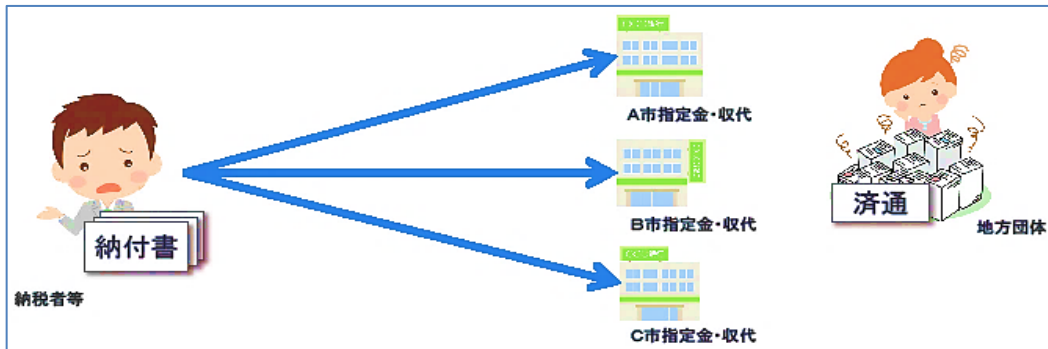
「地方税共通納税システム」を利用することにより、金融機関へ出向くことなく、パソコンから一度の操作で複数の地方公共団体に納入することが可能です。

詳しくは地方税共同機構のホームページ（URL：<https://www.eltax.lta.go.jp>）をご覧ください。

地方税共通納税システムでの納税手続き



(参考) これまでの納税手続き



(デメリット)

- ・地方公共団体が送付した納付書によって、金融機関の窓口へ出向いて納付する必要がある。
- ・取り扱い金融機関が地方公共団体ごとに異なる。取り扱い時間が限定的。

6. 個人事業主が給与支払報告書を提出する際の本人確認について

個人事業主の方が給与支払報告書を提出する際は、総括表及び個人別明細書に給与支払者の個人番号を記入することから、事業主ご自身の本人確認（番号確認及び身元確認）が必要になります。

茨城町税務課へ直接お越しただいて給与支払報告書を提出される場合は、以下の本人確認書類をご提示ください。また、郵送で給与支払報告書を提出される場合は、本人確認書類の写しを添付してください。

本人確認書類については以下のとおりです。

1点で確認可能なもの	【番号確認】 + 【身元確認】 ……マイナンバーカード
【番号確認】と【身元確認】 が必要なもの	【番号確認】 通知カード、個人番号記載の住民票
	【身元確認】 ☐ 1点で確認できる身分証明書 運転免許証、旅券（パスポート）等 ☐ 2点以上の提示が必要な身分証明書 ※医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証明書等

- ・代理の方による提出の場合は、上記の個人事業主の方の番号確認（身元確認不要）に加え、代理の方の身元確認、代理権の確認が必要となります。任意代理人の場合は委任状を、法定代理人（成年後見人や事業主が未成年の場合の保護者等）の場合は、戸籍謄本やその資格を証明する書類を提示（郵送で提出される場合は写しを添付）してください。

※医療保険の被保険者証の写しを添付する方は、保険者番号及び被保険者記号・番号のマスキングをお願いいたします。

【問合せ先】

茨城町 総務部 税務課 住民税グループ 住民税担当

電 話：029-292-1111（内線133・134）

住 所：〒311-3192 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地

茨城町HP：<http://www.town.ibaraki.lg.jp/>

茨城町ホームページ→暮らし・行政サイト→便利メニュー内「申請書ダウンロード」→「町税申請書等様式ダウンロード」から、各種申請書等がダウンロードできます。